

平成 27 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	09	0401	寡婦等医療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-5	福祉の充実			
	施策	1	地域福祉の推進			
目的	経済的負担の軽減					
対象	寡婦及び寡夫					
意図	医療費一部負担金の一部を助成することにより、寡婦等の生活に係る経済的負担が軽減され、ひとり親家庭の保護者が子育て後も安心して生活できる環境づくりを図る。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
<p>○寡婦等医療費助成事業（市単独事業） 対象者：配偶者のない者で、かつて配偶者のない者として18歳までの児童を扶養していた者（70歳未満） 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額の2分の1</p>						
市民参画の有無 【 対象外 】						
市民協働の形態		共催 後援・協賛	実行委員会・協議会 補助・助成	事業協力・協定 委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
① 寡婦等医療費受給者証交付人数	人	計画		500	550	
		実績		502	536	
② 寡婦等医療費給付額	千円	計画		8,692	9,800	
		実績		8,691	9,041	
③		計画				
		実績				
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
①		目標				
		実績				
②		目標				
		実績				
③		目標				
		実績				
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
目的妥当性	公共関与の妥当性	寡婦を対象とした保健福祉制度や税制度があることからも寡婦の保護の必要性は認められているものであり、ひとり親として経済的負担の大きい生活をしてきた寡婦等に対して医療費を助成することは妥当である。
	○ 妥当である	
	見直し余地がある 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	ひとり親から寡婦に移行する者については漏れなく把握しており、申請の勧奨をおこなっている。
	○ 向上余地がある	
	○ 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費の大部分は医療給付費であり、受給者の受診状況に応じた予算措置が必要である。医療費給付システムの活用等、事務内容の見直しを行っているが、毎月の給付を限られた期間内に正確に行うためには、現在の業務時間は削減できない。
	○ 事業費の削減余地がある 人件費の削減余地がある	
	○ どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	受給資格の認定や自己負担額について、市の規則で定めている。ひとり親として経済的負担の大きい生活をしてきた寡婦等に対して医療費を助成することは妥当である。
	○ 受益機会の見直し余地がある 費用負担の見直し余地がある	
	○ 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
ひとり親家庭の保護者が子育て後も安心して生活できる環境づくりを図るため、円滑かつ確実に助成を実施することにより、寡婦等の経済的負担を軽減する。		

平成 27 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 佐藤 庸子 内線 533

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	09	0401	寡婦等医療費助成事業

単位：千円

		26年度 決算額(A)	27年度 決算額(B)	28年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		9,771	10,237		466
財源内訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源	9,771	10,237		466

事業期間	○ 単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---------	------	-----------------

部経営方針における目標
地域の住民が共に助け合って生活しています。

事業開始の背景・経緯

- ・平成6年5月 市長、議長に陳情（請願）。平成6年9月の議会で請願が採択
- ・平成7年8月 事業開始

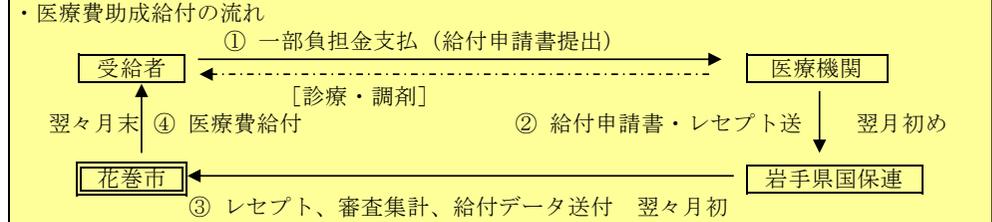
事業概要

○寡婦等医療費助成事業（市単独事業）
対象者：配偶者のない者で、かつて配偶者のない者として18歳までの児童を扶養していた者（70歳未満）
給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額の2分の1

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

- ・円滑、適切に事業を運営する。

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



・医療費支給額内訳

	医療費給付額	
入院外	自己負担額 750円とそれを超えた1/2 (高額療養費は自己申請)	市負担額 750円を超えた1/2 (高額療養費分を除く)
入院	自己負担額 2,500円とそれを超えた1/2 (高額療養費は自己申請)	市負担額 2,500円を超えた1/2 (高額療養費分を除く)

・事業費の内訳

医療給付費	9,040,958	(単位 円)
需用費 (受給者証印刷費等)	63,864	
役務費 (通知書等郵便料)	43,962	
委託料 (国保連 審査集計委託)	1,088,022	
計	10,236,806	